

郡山市技能功労者表彰に係る懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市技能功労者表彰実施要綱（昭和63年7月20日制定）第4条の規定に基づき、郡山市技能功労者表彰に係る懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 表彰候補者に関すること。
- (2) その他表彰の実施に関すること。

(懇談会の構成)

第3条 懇談会の委員は、10人以内とし、関係団体代表者等及び学識経験者のうちから市長が依頼する。

- 2 委員への依頼期間は、2年以内とする。
- 3 懇談会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(懇談会の運営)

第4条 懇談会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 懇談会は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が懇談会を進行する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、産業観光部産業雇用政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。